

平成22年4月1日から雇用保険制度が 変わりました！

その1 雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

「旧」・ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること



「新」・ 31日以上の雇用見込みがあること
・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

◎「31日以上雇用見込みがあること」とは…

○31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。

○このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても原則として、31日以上の雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

その2 雇用保険料率に変更となりました。

平成22年4月1日以降の雇用保険料率

事業の種類	事業主負担分	労働者負担分	合計
一般の事業	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業	11.5/1,000	7/1,000	18.5/1,000
農林水産 清酒製造の事業	10.5/1,000	7/1,000	17.5/1,000

お問い合わせ先

ハローワーク立川 雇用保険適用課

TEL 042-525-8602